

# 徳島県スポーツ少年団本部委員会規程

## (総 則)

第1条 公益財団法人徳島県スポーツ協会（以下「本会」という。）定款第47条の規定に基づき、スポーツ少年団本部委員会（以下「委員会」という。）を設置し、必要な事項を定めるものとする。

## (目 的)

第2条 委員会は、スポーツを通じて少年の心身の健全な育成に資するため、徳島県のスポーツ少年団を育成指導することを目的とする。

## (任 務)

第3条 委員会は、理事会の付託を受けて、次の事項について審議し、前条の目的を達成するため、これを処理する。

- (1) スポーツ少年団活動の普及指導に関すること
- (2) スポーツ少年団指導者及びリーダーの養成と活用に関すること
- (3) スポーツ少年団事業の全県的な実施に関すること
- (4) 国内、国際交流行事への参加と実施に関すること
- (5) 団旗、標章等の取扱いに関すること
- (6) 関係団体との連絡調整に関すること
- (7) その他、第2条の目的達成に必要な事業に関すること

## (委 員)

第4条 委員会は、次の委員をもって構成する。

- (1) 理事長が理事の中から指名する委員 若干名
- (2) 市町村スポーツ少年団本部 若干名
- (3) 学校体育団体 若干名
- (4) 学識経験者及び関係機関 若干名

## (役 員)

第5条 委員会に次の役員を置く。

- |      |     |
|------|-----|
| 本部長  | 1名  |
| 副本部長 | 若干名 |

第6条 本部長は、理事会において選出し、理事長が委嘱する。

2 副本部長は、本部長が委員会に諮って選出し、理事長が委嘱する。

第7条 本部長は、委員会を代表し、委員会の会務を掌理する。

2 副本部長は、本部長を補佐し、本部長に事故あるときはその職務を代行する。

3 副本部長が本部長の職務を代行するときは、あらかじめ本部長が定めた順による。

## (任 期)

第8条 委員及び役員（以下「委員等」という。）の任期は、委嘱された後2年以内に終了する事業年度のうち最終のものに関する定時評議員会の終結の時までとし、再任を妨げない。

2 任期の満了前に退任した委員等の補欠として委嘱された委員等の任期は、退任した委員等の任期の満了の時までとする。

## (委員会)

第9条 委員会は、本部長が招集して、その議長となる。

第10条 委員会は、委員総数の過半数の出席がなければ開会することができない。ただし、同一事項について再度招集したときは、この限りでない。

第11条 委員が委員会に出席できないときは、他の委員に議決権を委任することができる。この場合、委任した委員は、出席したものみなす。

第12条 委員会の議事は、出席委員の過半数で決定する。

2 可否同数のときは、議長がこれを決定する。

第13条 緊急を要するため、委員会に付議することが困難なときは、本部長がこれを決定することができる。

2 前項の場合には、次回の委員会に報告しなければならない。

第14条 理事長、副理事長、専務理事、常務理事、各委員長及び事務局長は、委員会に出席して、意見を述べるができる。

(指導者協議会)

第15条 県スポーツ少年団に、指導者の資質と指導力向上のため、指導者協議会を置く。

2 指導者協議会の細目については、本部委員会の決議を経て別に定める。

(リーダー会)

第16条 県スポーツ少年団に、次代の指導者の確保と養成を図るため、リーダー会を置く。

2 リーダー会の細目については、本部委員会の決議を経て別に定める。

(改 廃)

第17条 この規程は、理事会の決議を経て改廃することができる。

(補 則)

第18条 この規程の施行に関し必要な事項は、理事長が理事会の承認を得て、別に定めるものとする。

附 則

1 この規程は、公益財団法人徳島県体育協会の設立の登記の日（平成24年4月1日）から施行する。

2 この規程は、令和2年4月1日から一部改定して施行する。

3 この規程は、令和3年4月1日から一部改定して施行する。

4 この規程は、令和4年5月25日から一部改定して施行する。